

第2章 行政機構

1 総論

平成24年度の機構及び定員については、その要求に当たり、「平成24年度予算の概算要求組替え基準について」（平成23年9月20日閣議決定）において、「義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根元にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い、歳出の抑制を図る必要がある」とされたことを踏まえ、政策評価の結果の適時的確な活用、事業仕分け及び行政事業レビューによる点検の結果、情報通信技術の活用を通じた業務の効率化等を踏まえ、業務の見直しを進め、既存の機構・定員について根本的な見直しを行うこととされた。

機構については、既存機構の合理的再編成により対処することとし、定員については、「平成24年度の定員要求に係る作業について」（平成23年8月24日総管査第292号）において示された定員合理化を行うとともに、大震災からの復旧・復興に対応する必要がある一方、厳しい財政状況に鑑み、増員要求を厳に抑制することとされた。

こうした中、農林水産省の平成24年度の組織・定員については、東日本大震災対策、原子力災害対策、食と農林漁業の再生等の政策課題に的確に対応するため、以下のとおり措置することとされた。

- ア 東日本大震災対策関係（71人）
 - ・ 漁港・漁場、養殖施設、水産加工施設等の復旧・復興
 - ・ 農地、農業用施設等の復旧・復興
 - ・ 漁業経営・農業経営への支援
 - ・ 海岸防災林の再生
- イ 原子力災害対策関係（106人）
 - ・ 安全性の調査、作付・流通等の指導
 - ・ 損害賠償への対応、風評被害対策
 - ・ 放射性物質の除染モデル事業
- ウ その他防災・減災・安全関係（29人）
 - ・ 災害に強い農業基盤の確立
 - ・ 検疫体制・漁業取締体制の強化
- エ 食と農林漁業の再生等関係（44人）
 - ・ 6次産業化・再生可能エネルギーの推進

・ 新規就農の促進、経営体育成の支援

2 機構等

(1) 農林水産省設置法の一部改正

ア 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第39号）附則第3項による改正（平成24年6月27日施行）

「過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」を暫定的に農林水産省の所掌事務とする期限が、平成28年3月31日から平成33年3月31日に延長された。

イ 離島振興法の一部を改正する法律（平成24年法律第40号）附則第10条による改正（平成24年6月27日施行）

「離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」を暫定的に農林水産省の所掌事務とする期限が、平成25年3月31日から平成35年3月31日に延長された。

(2) 農林水産省組織令の一部改正

ア 特別会計に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成24年4月1日施行）

大臣官房及び同経理課の所掌事務に「東日本大震災復興特別会計の経理のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること」及び「東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち農林水産省の所掌に係るものに関すること」が追加された。

イ 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年6月27日施行）

「過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。）の自立促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」を暫定的に農村

振興局の所掌事務とする期限が、平成25年3月31日から平成33年3月31日に延長された。

ウ 離島振興法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成24年6月27日施行）

「離島振興対策実施地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の離島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること」を暫定的に農村振興局の所掌事務とする期限が、平成25年3月31日から平成35年3月31日に延長された。

(3) 農林水産省組織規則の一部改正

ア 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第25号）による改正（平成24年4月1日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

国際部国際政策課海外情報連絡調整官を廃止。

(b) 農村振興局

整備部防災課災害対策調整官を廃止。

(イ) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

① 総務部の所掌事務を変更。

② 総務部会計課の所掌事務を変更。

③ 総務部会計課国有財産管理・調達室の所掌事務を変更。

(b) 北海道農政事務所

経理課の所掌事務を変更。

イ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第27号）による改正（平成24年4月6日施行）

(ア) 本省内部部局関係

a 組織の改正等

(a) 大臣官房

食料安全保障課に原子力災害対策専門官を新設。

(b) 消費・安全局

動物衛生課に家畜防疫対策室を設置、国内防疫調整官を廃止。

(c) 生産局

畜産部畜産振興課に畜産危機管理官を新設。

(d) 農村振興局

① 農村政策部農村計画課に土地利用調整官を新設。

② 整備部設計課に技術評価官を新設。

b 準課長級省令職の新設

部局名 名称 所掌事務

生産局	畜産危機管理官	災害又は家畜伝染病により、家畜の改良及び増殖、飼料の安定供給の確保並びに草地の整備に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処
-----	---------	---

(イ) 本省施設等機関関係

a 組織の改正等

(a) 動物医薬品検査所

企画連絡室に病原微生物管理専門官を新設。

(ウ) 本省地方支分部局関係

a 組織の改正等

(a) 地方農政局

① 企画調整室の所掌事務を変更。

② 生産部の所掌事務を変更。

③ 生産部生産技術環境課の所掌事務を変更。

④ 経営・事業支援部農地政策推進課を新設、構造改善課を廃止、担い手育成課及び経営支援課の所掌事務を変更。

⑤ 東北農政局農村計画部農村振興課に農村復興指導官、農村計画部資源課に地震災害対策調査官を新設。

⑥ 東北農政局整備部防災課に災害対策室を新設。

(b) 事務所・事業所

九州農政局に諫早湾干拓開門事業所が新設される等、各事務所及び事業所の組織改廃に伴う所要の規定を整備。

(c) 北海道農政事務所

① 農政推進部の所掌事務を変更。

② 農政推進部農政推進課の所掌事務を変更。

(エ) 林野庁関係

a 組織の改正等

(a) 林野庁内部部局関係

① 森林整備部治山課に海岸林復旧指導官及び災害対策調整官を新設。

② 森林整備部研究・保全課に森林除染技術専門官を新設。

- ③ 国有林野部経営企画課に森林環境評価調整官を新設。
- ④ 国有林野部業務課に森林除染対策官を新設。
- (b) 林野庁地方支分部局関係
東北森林管理局及び関東森林管理局森林整備部治山課に災害対策専門官を新設。
- (オ) 水産庁関係
 - a 組織の改正等
 - (a) 水産庁内部部局関係
 - ① 漁政部水産経営課指導室の所掌事務を変更。
 - ② 資源管理部漁業調整課に操業指導調整官を新設。
 - ③ 資源管理部国際課に国際訟務官を新設。
 - ④ 増殖推進部研究指導課に水産研究専門官を新設。
 - ⑤ 増殖推進部栽培養殖課に栽培養殖復旧専門官を新設。
 - ⑥ 漁港漁場整備部計画課に漁港防災・衛生管理専門官を新設。
 - ⑦ 漁港漁場整備部防災漁村課に防災技術専門官を新設。
- ウ 農林水産省組織規則の一部を改正する省令（平成25年農林水産省令第2号）による改正（平成25年1月17日施行）
顧問の名称が農林水産省顧問に変更され、農林水産省参与が新設された。

区分	改正前	改正後	差引増減
林野庁	4,681人	4,593人	▲ 88人

(2) 定員関係法令の改正

前記(1)の定員増減等のため、平成24年度における定員関係法令の改正は次のとおり行われた。

- ア 行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成24年政令第120号）
- イ 農林水産省定員規則の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第29号）

3 定 員

(1) 定員の増減状況

「平成22年度以降の定員管理について」（平成21年7月1日閣議決定）に基づき、定員の合理化が行われる一方、定員増については、政府全体を通じた一層の純減の確保という厳しい状況の下であるが、農林水産省において250人の新規増が認められたほか、内部振替並びに内閣府及び復興庁との各省間振替が行われた。

定員増減の内訳は次のとおりである。

ア 行政機関職員定員令第1条定員

区分	改正前	改正後	差引増減
本省	17,816人	17,370人	▲ 446人
林野庁	481人	481人	0人
水産庁	894人	893人	▲ 1人
計	19,191人	18,744人	▲ 447人

イ 行政機関職員定員令第3条定員